

以下の案件について、区民の皆さんからのご意見を受け付けています

1 案件の名称

足立区江北多目的運動場条例（素案）

2 公表資料

【関連する資料】

資料 1	足立区江北多目的運動場条例（素案）の概要
資料 2	足立区江北多目的運動場条例（素案）の全文
資料 3	高野小学校跡地スポーツ施設計画概要



3 公表方法及び公表場所

- (1) 区のホームページへの掲載
- (2) 地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課（区役所本庁舎南館 3 階）での閲覧及び配布
- (3) 区民事務所、中央図書館、区政情報課（区役所本庁舎中央館 2 階）、政策経営課（区役所本庁舎南館 9 階）での配布

4 意見の募集方法

(1) 意見の募集期間

令和 7 年 7 月 25 日（金）～ 令和 7 年 8 月 25 日（月）

(2) 意見を提出できる人

- ア 本区に居住、勤務又は在学する方
- イ 本区に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体
- ウ 施策等の案に直接的な利害関係を有する方

(3) 意見の提出方法

以下のア～エのいずれかの方法により下記「お問合せ先」までご提出ください。いただいたご意見は「全文（足立区が文字起こししたもの）」を公表させていただきます。

- ア 窓口への持参（庁舎開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までにご持参ください）
- イ 郵送（募集期間末日までの消印のものを有効とします）
- ウ ファクシミリ
- エ 意見受付フォーム（オンライン申請システム）への入力
➡この案件に関する区ホームページの「意見受付フォーム」ボタンからリンク

※ 「全文」の公表を希望されない方は、ご意見の最初に「全文公表希望なし」のように追加記入いただくなどの方法によりお申し出ください。この場合は、ご意見の「全文」ではなく「概要」のみ公表させていただきます。

※ 上記によらず、個人を識別できる情報や、第三者の権利利益を害するおそれがある情報などの場合はご意見の全部又は一部を削除させていただくことがあります。

(4) 意見の提出様式

- ・ 様式の指定はありません（様式自由）。
- ・ 「(2) 意見を提出できる人」の要件を確認するため、住所及び氏名又は名称（法人や団体の場合は代表者名も明記）は必ず記載してください。記載がないとパブリックコメントとして受け付けることができません。
- ・ 題名に“パブリックコメント「足立区江北多目的運動場条例（素案）」への意見”とご記入ください。
※ 意見を提出された方の住所・氏名・名称・代表者名は公表しません。

5 意見募集の趣旨

本パブリックコメントは、閉校した高野小学校の跡地を活用して整備する（仮称）足立区江北多目的運動場（以下「運動場」という。）の設置、管理及び運営に関する基本事項を定める条例素案に対し、広く区民の皆様からのご意見を募集するものです。本条例では、令和4年3月に策定した高野小学校跡地スポーツ施設基本計画に基づき整備された施設の名称、位置、管理方法、使用に関する事項等を定め、区民の健康と体力の増進を図るとともに、地域住民相互の交流及び学習活動を推進し、もって体育、スポーツの振興と、地域住民の福祉向上に寄与することを目的とします。

6 意見の全文、概要及び区の考え方の公表予定時期 公表予定時期【令和7年9月頃】

- ・ いただいたご意見は、ご意見の「全文」と「概要」、それに対する区の考え方などをとりまとめた上で、担当課窓口にて閲覧及び配布を行うとともに、区のホームページでお知らせする予定です。
- ・ なお、いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

【条例素案についてのお問合せ先（意見の提出先）】

足立区地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課
スポーツ施設整備改修担当

住所：〒120-8510 足立区中央本町1-17-1（区役所本庁舎南館3階）

電話：03(3880)5086 F A X：03(3880)6028

電子メール：sports@city.adachi.tokyo.jp

【パブリックコメント制度全般についてのお問合せ先】

足立区政策経営部政策経営課（区役所本庁舎南館9階）

電話：03(3880)5811 F A X：03(3880)5610

電子メール：seisaku@city.adachi.tokyo.jp